

I. 日本秘湯を守る会 組織概要

- 発 足 年…昭和50年。
- 会員構成…北海道から九州まで温泉旅館、193軒で組織。
その大半が自然公園等保護地域。
大自然の最前線、登山基地の山の宿が多い。
- 理 念…日本の自然、原風景、山岳文化、温泉文化、故郷文化を守り、地域の中核となれる人材の育成と勉強会、人的交流を目的とする。
「旅は情け」「秘湯はひとり」をモットーに、人と人との絆を大切に、宿に生きる生き様を問い、宿業を通じた社会的貢献を目指している。



3

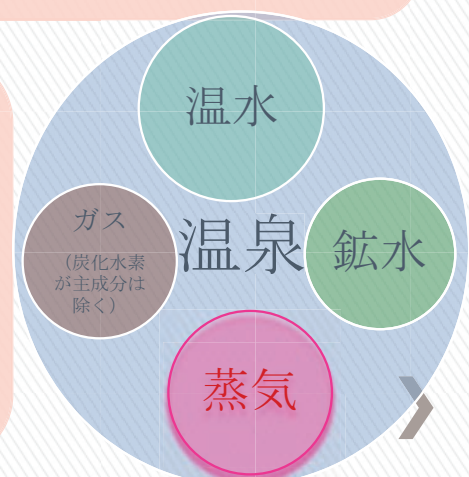
II. 温泉法における「温泉」の定義と「地熱」

温泉
とは

- ◆昭和23年制定 『温泉法』 第2条◆
- 「温泉とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう」と定義

地熱
とは

- ・ 法律上「地熱＝蒸気、熱水」は「温泉」の範疇
- ・ 「地熱発電」は、「温泉源＝地球によって暖められた熱水・鉱水・蒸気・ガス」を採取利用
- ・ いわば広義の「温泉発電」。



4

Ⅲ. 既存温泉との共生可能なケース

「温泉成分」「湧出量」「温度」に影響変化がない場合に限る



既存温泉利用の注意点と問題

単純温泉以外の療養泉

- 成分変化することが多い。

化石海水型温泉 非火山性温泉

- 涵養量がもともと少なかったり、限量しかない
- 過剰採取すれば、加速度的に枯渇が進む。

→ 事前にきちんとした基礎調査、モニタリング必要

Ⅳ. 再生可能エネルギーとはいえない ～「温泉資源である地熱の蒸気・熱水」

地熱＝ 温泉資源

- 「地熱＝温泉資源」・・・化石燃料や鉱物資源同様に、**有限な地下資源**

工業用 地熱発電

- 既存温泉の同じ「温泉源」から、常時毎分数十トン単位で、大量採取。
- 地下還元する場合、**採取深度よりも浅い地層に還元** ⇒ **温泉資源の激減**。自然涵養サイクルが回復しがたい

生産蒸気＝ 地下還元されない 自然涵養量激減

- 空中放散。
- 大気汚染物質も完全除去されず放出も

生産蒸気が減衰

- 1～2年ごとに生産井戸の補充掘削
- 多額の国費補助を投入しつつ、**増掘を繰り返さなければ、発電事業が維持できない**